

令和5年9月5日開催

箕輪町農業委員会第31回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年9月5日(火) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局長

携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

ご苦勞様でございます。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

ひとつ、農業委員会は、

(全員唱和)

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長

暑さはこりごり雨よ降れ、と感じていましたが、稲刈りの時期に雨が降りそうな天気予報となっています。つくづく農業は難しいと感じます。みのお営農のコンバインも明日から始まるとのこと大変感謝申し上げます。

農地パトロールのこと、工業団地のこと、目標地図のこと、次期委員のことなどいろいろと課題がありますが、てきばきと進めていただければと思います。本日はよろしく申し上げます。

事務局長

これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願

いたします。

議 長

ただいまから第31回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、7月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局

8月総会が8月2日に開催されました。農振除外意見聴取も行いました。
農地パトロールを8月21日から9月1日まで実施しました。お忙しい中、ありがとうございました。
8月28日、次期改選に向けて上伊那農業委員会女性協議会の会長、副会長が町長と議長に要請活動を行いました。女性委員が出席しました。
主なものは以上です。

議 長

それでは、これより議事に入ります。
日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。
20番 唐澤 由寛 委員 21番 藤澤 昭二 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。賃借権設定の申請です。
対象農地は中箕輪■■■番(田)■■■㎡、中箕輪■■■番地(田)■■■㎡の合計2筆
■■■㎡ 農振農用地外です。
貸出人は■■■■■さん、借受人は■■■■■さんです。
賃借料は年間■■■円です。
上古田地区の有志で「えぼし交流農園パーク」を開設し、上古田の子どもたちが
農業体験を行います。■■■さんは現在耕作を行っていないため、■■■■■さんが
農地を借用し耕作をしますが、そこへ子どもたちが参加します。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は福与■■■番■(田)■■■㎡、■■■番■(田)■■■㎡、■■■番(畑)■■■

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

駐車場用地の申請です。

対象農地は 東箕輪 番 (畑) m²、2種農地です。

申請者は さんです。

駐車場がありませんので、10台分の駐車場を整備するための申請です。

岡の上にある狭い農地であり、農地としての価値はなく転用はやむなしと考えます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、上田委員。

上田委員 8月9日に説明を受けました。 はもともと駐車場が少なくて不便でした。
畑も荒れた土地であり問題ないと思います。駐車場はアスファルトで固めず砂利を敷くよう
で雨水の心配はないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。
どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。賃借による交流場所の申請です。一時転用の申請です。

対象農地は 中箕輪 ■■■ 番 (田) ■■■ m² の内 ■■■ m² です。

貸出人は■■■■■さん、借受人は■■■■■さんです。賃借料は年間■■■■ 円です。

上古田の住民有志が「えぼし交流農園パーク」を開設し、上古田の子どもたちが農業体験を行います。

農地内の10m×10mの部分について草地とし農作業時の休憩場所として使用しますが、学童活動時の遊び場としても使用するため、一時転用申請を行うものです。期限は6年間(令和11年9月5日まで)としています。

2番目の案件です。売買による特定建築条件付土地の申請です。

対象農地は中箕輪 ■■■ 番 ■ (田) ■■■ m²、中箕輪 ■■■ 番 ■ (田) ■■■ m²、中箕輪 ■■■ 番 ■ (田) ■■■ m²、中箕輪 ■■■ 番 ■ (田) ■■■ m² 合計 4筆 ■■■ m²。売買価格は坪■■■■ 円です。

譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんです。

宅地13区画、緑地帯1区画を予定しています。

こちらの土地は令和5年3月20日に農振除外完了済です。

30アールを越えますので県審議会にて協議予定です。

開発行為申請を同時に進めており、開発行為の許可後、直ちに許可証を発行します。

3番目の案件です。売買による駐車場用地の申請です。

対象農地は中箕輪 ■■■ 番 ■ (畑) ■■■ m²。3種農地で売買価格は坪■■■■ 円です。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。

譲受人は南隣で■■■■■しており、■■■■■の隣接地である申請地を中箕輪 ■■■ 番 ■ の土地と合わせ駐車場とするための申請です。

1 2 番目の案件です。使用貸借による共同住宅用地の申請です。
対象農地は中箕輪 ■■■ 番 (田) ■■■ m²。2 種農地で売買価格は坪 ■■■ 円です。
使用借人は■■■■■■■■■■さん、使用貸人は■■■■■■■■■■さん
です。申請地隣に物置兼作業所があり、日照面で農地として活用しにくい状況
でした。共同住宅用地として利用するための申請です。
本農地は令和 5 年 7 月 18 日に農振除外完了済となっています。

1 3 番目、1 4 番目の案件です。贈与による住宅用地 (庭) の申請です。
対象農地は中箕輪 ■■■ 番 ■ (畑) ■■■ m²、中箕輪 ■■■ 番 ■ (畑) ■■■ m²です。
2 種農地です。
譲受人は■■■■■■■■■■さん、譲渡人は中箕輪 ■■■ 番 ■■■ さんが■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん、中箕輪 ■■■ 番 ■■■ さんが■■■■■■■■■■さんです。
現在住んでいる住宅地に接続している申請地を譲り受け、庭として使用するた
めの申請です。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 先ほど審議いただきました 3 条 1 番の案件の関連です。内容は事務局の説明のと
おりです。このようなケースではなし崩し的に農転が強引になってしまうことが
あり、申請内容を守って活動してもらうことと、申請内容に変更がある場合は事
前に申請してもらうことを確約しています。ご審議をお願いします。

議 長 　　2 番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 8 月 1 1 日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願
いいたします。

議 長 　　3 番、4 番案件、原美鈴委員。

原美鈴委員 3 番案件は 8 月 1 日に説明を受けました。事務局の説明のとおりですが、駐
車場が併設していないため、やむを得ないと思います。
4 番案件は 8 月 7 日に説明を受けました。草が生えているような状況の土地であ
り、やむを得ないと思います。

- 議 長 5番案件、井口委員。
- 井口委員 8月21日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。
- 議 長 6から10番案件、藤澤委員。
- 藤澤委員 過日、説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。
- 議 長 11番案件、私からです。
8月1日に説明がありました。三角形の狭い農地で現地確認したうえで問題ないと判断しています。ご審議をお願いします。
- 12番案件、大槻委員。
- 大槻委員 8月10日に説明を受けました。問題ないと思いますのでご審議をお願いします。
- 議 長 13、14番案件、春日委員。
- 春日委員 8月17日に説明を受けました。買い手の住宅が地続きになっていますので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
- 議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集

積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

65ページは、総括表となります。

田 4,500㎡ 畑 33,634㎡ 合計38,134㎡です。

66ページからは、借り手の状況となります。

68ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年9月7日、終期は令和15年の12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ、よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

72ページは、総括表となります。

田 12,802㎡ 畑 8,746㎡ 合計 21,548㎡

73ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
78ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな
ります。11件 解約の届出がありました。
次期耕作者については右の欄にございます。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま
す。
83ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
相続が14件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

20 番

21 番
